

## 意見書第64号

### 危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援等を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和7年（2025年）12月15日提出

提出者 枚方市議会議員	大 地 正 広
	門 川 紘 幸
	廣瀬 ひとみ
	野 村 生 代
	大 濱 暢 祐
	妹 尾 正 信
	鍛治谷 知 宏
	丹 生 真 人

#### 〈提案理由〉

危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援等を求めるため。

## 危機的状況にある自治体病院の存続に向けた財政支援等を求める意見書

自治体病院は、地域の民間医療機関では採算性の観点から担い難い救急・小児・周産期医療や高度医療の実施、さらには、感染症や災害対応など、地域の医療提供体制の維持に不可欠な役割を果たしています。

こうした自治体病院の責務を果たすため、多くの自治体は一般会計から多額の拠出金を負担しており、自治体病院は、現在の収支構造では、行政の財政負担がなければ、持続的な運営はできません。

近年の人事費や物価の高騰等により、病院運営に要する費用が大きく膨らむ一方で、現行の診療報酬はこうした実情に十分対応できておらず、令和7年8月に公益社団法人全国自治体病院協議会が発表した、会員病院の令和6年度決算状況調査結果によると、有効回答数の約9割近くに当たる会員病院において、一般会計から繰入金を入れてもなお経常収支が赤字となるなど、自治体病院の経営状況は大きく悪化しています。

このままの状況が続ければ、地域住民の命や健康、さらには社会の安全、安心を支える公的基盤としての自治体病院の役割を果たしていくことはできず、まさに地域の医療提供体制は崩壊の危機に直面していると言えます。

よって、政府は、危機的状況にある自治体病院の存続に向け、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 物価高騰や賃金等の上昇に適切に対応する診療報酬の仕組みを導入すること。
2. 令和8年度の診療報酬改定において、入院基本料の大幅な引上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和　　年　　月　　日

枚方市議会議長　　田　口　敬　規

### 〈提出先〉

内閣総理大臣　　総務大臣　　財務大臣  
厚生労働大臣

## 意見書第65号

### 太陽光発電設備のリサイクル及び適正な廃棄処理の推進を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和7年（2025年）12月15日提出

提出者 枚方市議会議員	大 地 正 広
	門 川 紘 幸
	廣瀬 ひとみ
	野 村 生 代
	大 濱 暢 祐
	妹 尾 正 信
	鍛治谷 知 宏
	丹 生 真 人

#### 〈提案理由〉

太陽光発電設備のリサイクル及び適正な廃棄処理の推進を求めるため。

## 太陽光発電設備のリサイクル及び適正な廃棄処理の推進を求める意見書

近年、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、全国各地で太陽光発電設備が急速に普及しています。特に2012年の固定価格買取制度（FIT）の導入以降、多くの設備が設置され、地域の脱炭素化やエネルギーの地産地消に寄与してきました。

しかしながら、太陽光パネルの寿命は約20～30年であるため、2030年代後半以降に使用済太陽光パネルの排出量が顕著に増加し、大量のリユース、リサイクル、廃棄が発生することが見込まれます。また、不法投棄や不適切な処理への懸念も生じており、環境負荷の低減と資源循環の確保は急務です。

再生可能エネルギーの推進と循環型社会の実現は、持続可能な地域づくりの両輪であり、太陽光発電設備のライフサイクル全体を見据えた政策支援が不可欠です。

よって、政府は、太陽光発電設備のリサイクル、廃棄に関する制度整備や支援を強化し、地方自治体が適正な処理と資源循環を推進できる体制を構築するため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 廃棄される太陽光パネルから有用な資源（シリコン、銀、ガラス等）を回収し再利用するため、研究開発への支援及びリサイクル施設の整備促進を図ること。
2. 太陽光パネルの廃棄時における発電事業者や施工業者の責任を明確化し、適切な処理ルートを確保するとともに、不法投棄防止策、処理業者の認定制度の充実を図ること。
3. リサイクル推進や廃棄物処理の現場で重要な役割を担う地方自治体に対し、必要な財政的支援、人員配置、技術的助言など、国による包括的な支援体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和　　年　　月　　日

枚方市議会議長　　田　口　敬　規

〈提出先〉

内閣総理大臣

経済産業大臣

環境大臣

## 意見書第66号

### 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和7年（2025年）12月15日提出

提出者 枚方市議会議員	大 地 正 広
	門 川 紘 幸
	廣瀬 ひとみ
	野 村 生 代
	大 濱 暢 祐
	妹 尾 正 信
	鍛治谷 知 宏
	丹 生 真 人

#### 〈提案理由〉

地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求めるため。

## 地方の福祉人材確保の取組に向けた財政措置を求める意見書

保育所等の公定価格や児童入所施設措置費等、介護・障害福祉サービスの報酬、保護施設事務費等については、国家公務員の地域手当に準拠した地域区分に応じて算定されています。

令和6年人事院勧告において、国家公務員の地域手当が令和7年4月から改定され、同手当の支給割合が引下げとなった地域が見られます。保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬については、令和7年4月からの見直しは実施せず、見直し方法について議論を進めていくとされた一方、児童入所施設措置費や保護施設事務費等については、令和7年4月から国家公務員の地域手当に準拠して、見直すこととされました。

保育士、幼稚園教諭、児童入所施設職員や介護・障害福祉サービス従事者等の福祉人材については、年間給与額が全職種平均と比較して低い状況にあり、多くの施設が人材確保に苦慮する中で、当該見直しにより支給割合が引下げとなった地域においては、さらに人材確保に大きな支障が生じる恐れがあり、利用者に対する支援の質の低下にもつながりかねない状況です。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 令和7年4月からの地域区分の変更により、児童入所施設措置費及び保護施設事務費等が引き下げられた地方自治体に対して、見直し前の水準に戻すために必要な財政措置を講じること。
2. 今回の見直しの対象とならなかった保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬等の地域区分について、国家公務員の地域手当に準拠することなく、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和　　年　　月　　日

枚方市議会議長　　田　口　敬　規

### 〈提出先〉

内閣総理大臣	総務大臣	財務大臣
厚生労働大臣	内閣府特命担当大臣（こども政策）	

## 意見書第67号

### 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和7年（2025年）12月15日提出

提出者 枚方市議会議員	大 地 正 広
	門 川 紘 幸
	広瀬 ひとみ
	野 村 生 代
	大 濱 暢 祐
	妹 尾 正 信
	鍛治谷 知 宏
	丹 生 真 人

#### 〈提案理由〉

脳脊髄液漏出症患者の救済を求めるため。

## 脳脊髄液漏出症患者の救済を求める意見書

脳脊髄液漏出症は、交通事故等を契機に発症し、頭痛や目まい、倦怠感などの症状が生じる疾患であり、平成28年からは、同症の治療法である硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険適用となり、専門的な診療体制の整備が進んでいます。

しかし、同症の患者会である脳脊髄液減少症患者・家族支援協会からは、同症の後遺障害等級の認定について、労災保険では12級以上の認定が多く行われている一方で、自賠責保険では適切に認定されず多くの患者が救済されていないとの指摘がされています。

よって、政府は、自賠責保険の後遺障害等級の認定において、公平性と透明性が確保され適切な認定が受けられる体制を整備し、一人でも多くの同症患者を救済するため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 自賠責保険における後遺障害等級の認定について、自賠責保険の高次脳機能障害の認定システムと同様に、専門医による脳脊髄液漏出症の認定システムを構築すること。
2. 自賠責保険において後遺障害等級の認定を審査した際の根拠資料について、被害者、代理人及び裁判所等が開示を求めた場合には、労災保険と同様に、開示される仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和　　年　　月　　日

枚方市議会議長　　田　口　敬　規

### 〈提出先〉

内閣総理大臣　　総務大臣　　厚生労働大臣  
国土交通大臣

## 意見書第68号

### 地方税財源の充実、確保を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和7年（2025年）12月15日提出

提出者 枚方市議会議員	大 地 正 広
	門 川 紘 幸
	広瀬 ひとみ
	野 村 生 代
	大 濱 暢 祐
	妹 尾 正 信
	鍛治谷 知 宏
	丹 生 真 人

#### 〈提案理由〉

地方税財源の充実、確保を求めるため。

## 地方税財源の充実、確保を求める意見書

地方公共団体は、人口減少や少子・高齢化の急速な進行により、地域の担い手や技術職等の専門人材が不足する中でも、行政サービスを安定的に提供するとともに、活力ある持続可能な地域社会を実現する必要があります。

一方で、地方財政は人件費の上昇や物価高騰による歳出増の要因が拡大し、これまでのよう人に件費や投資的経費等の削減により社会保障関係費の増大を吸収するという構造から大きく変化しています。

このような状況の変化に的確に対応し、今後も地方公共団体が少子化対策やDX、GXの推進、地域経済の活性化、防災・減災対策の強化や老朽化するインフラの整備等の取組を着実に推進できるよう、地方税財源の充実、確保を図る必要があります。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 地方財政計画については、人件費増や物価高への対応など、今後も増大する地方の財政需要を適切に反映するとともに、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を増額確保すること。
2. いわゆる年収の壁のさらなる見直しやガソリンの暫定税率の廃止については、地方財政への影響を十分に考慮し、地方公共団体の減収分の代替となる恒久財源を確実に確保すること。
3. 地方交付税については、財源保障・財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保するとともに、臨時財政対策債については、新規発行額ゼロを継続し、債還財源を確実に確保するほか、中長期的には、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度を確立すること。
4. 地方が担っている役割と責任に見合うよう、税源の偏在性が小さく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築し、地方税の一層の充実を図ること。
5. 国が全国一律で行う子ども・子育て政策の強化に伴い生ずる地方公共団体負担の財源については、国の責任において確実に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和　　年　　月　　日

枚方市議会議長　　田口敬規

〈提出先〉

内閣総理大臣　　総務大臣　　財務大臣

## 意見書第69号

### 多様な民意を切り捨てる衆議院議員の比例定数削減に反対する意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和7年（2025年）12月15日提出

提出者 枚方市議会議員 広瀬 ひとみ  
堤 幸子  
松岡 ちひろ  
三和 智之

#### 〈提案理由〉

多様な民意を切り捨てる衆議院議員の比例定数削減に反対するため。

## 多様な民意を切り捨てる衆議院議員の比例定数削減に反対する意見書

本年10月に新たな連立政権を発足させた自由民主党と日本維新の会は、1割減を目標に、現在465人の衆議院議員の定数を削減する法案を成立させようとしています。

この議員定数削減については、読売新聞が社説において「維新の掲げる「身を切る改革」をアピールするためのようだが、定数や選挙制度の改革は、民主主義の土俵作りの話だ。本来、国会で議論すべき課題を、政権を担っている党だけで進めようという考え方には、適切とは言えない。そもそも国会議員は少なければ少ないほど良い、という発想は、政治家は無駄な存在だ、と決めつけているから出てくるのだろう。維新は、国会議員が国民の代表であるという認識を欠いている」と述べるなど、全国紙においても問題視されています。

また、今回の議員定数削減に当たり、小選挙区選出議員25人、比例代表選出議員20人を削減する方針としています。小選挙区選挙は、各選挙区で1人しか当選しないため大政党に有利となり、落選者に投じられる死票が多くなりやすく、2024年10月執行の第50回衆議院議員総選挙では、約52%が死票となりました。一方で比例代表選挙は、死票が少なく、多様な民意を反映する大切な役割を持っており、国民の参政権を守る上でも必要とされています。

選挙制度は、国権の最高機関である国会の構成を決める民主主義の土台です。全党参加の議論が不可欠で、多数派が一方的に決めるることは許されません。

よって、政府は、多様な民意を切り捨てる衆議院議員の比例定数削減を行わないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和　　年　　月　　日

枚方市議会議長　　田　口　敬　規

〈提出先〉

内閣総理大臣

総務大臣

## 意見書第70号

### 非核三原則の堅持を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和7年（2025年）12月15日提出

提出者 枚方市議会議員 広瀬 ひとみ  
堤 幸子  
松岡 ちひろ  
三和 智之

#### 〈提案理由〉

非核三原則の堅持を求めるため。

## 非核三原則の堅持を求める意見書

高市政権は、安全保障関連3文書の改定に際し、非核三原則の見直しについても議論する方向で検討に入ったとの報道がありました。

核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずという非核三原則は、1971年に国会決議されて以降、歴代政権が国是として堅持してきたものです。それを、閣議決定のみで改定が可能な安全保障関連3文書の中で見直すとなれば、国会決議の非核三原則を内閣の決定だけで覆すこととなり、到底、国民の理解を得られないと考えます。

この非核三原則の見直しに関する報道に対し、長崎県知事は「被爆県として到底受け入れられるものではない」と述べ、広島県知事も「非核三原則は絶対に守るべきものだ」と述べており、非核三原則の堅持を求めていいます。また、日本原水爆被害者団体協議会は、抗議声明を発表し、「日本に核が持ち込まれ、核戦争の基地になることも核攻撃の標的になることも許すことができません」と訴え、日本政府に対し、「非核三原則を法制化すること、核兵器禁止条約への署名、批准すること、戦争を遂行した国として原爆被害者への償いをすること、核兵器も戦争もない人間社会にむけて世界の指導的役割を担うこと」を強く求めています。

非核平和宣言都市である枚方市の市議会としても、非核三原則の見直しは、看過できないものではありません。

よって、政府は、今後も非核三原則を堅持することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和　　年　　月　　日

枚方市議会議長　　田　口　敬　規

〈提出先〉

内閣総理大臣　　外　務　大　臣　　防　衛　大　臣

## 意見書第71号

### 多文化共生のための社会基盤整備を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により議会の議決を求めます。

令和7年（2025年）12月15日提出

提出者 枚方市議会議員 大津 真沙樹  
野村生代  
奥野美佳  
八尾善之

#### 〈提案理由〉

多文化共生のための社会基盤整備を求めるため。

## 多文化共生のための社会基盤整備を求める意見書

我が国で生活する在留外国人は2025年6月時点で395万人を超え、過去最高を更新するとともに、外国人労働者は2024年10月時点で230万人を超え、我が国の産業、地域経済にとって欠かせない存在となっています。

他方で、我が国は、多文化共生のための社会基盤整備が遅れており、移民統合政策指数（M I P E X 2 0 2 0）において56か国中35位と評価が低く、在留外国人、とりわけ外国人労働者の増加が今後一層見込まれる中で、言語や宗教、習慣等の違いから様々な人権問題が発生しており、早急に受け入れ環境を整える必要があります。

よって、国会及び政府は、多文化共生社会の形成についての基本法を策定し、下記の措置を講じるよう強く求めます。

### 記

1. 国の事務、事業の実施に当たり、国籍や社会的・文化的背景が異なることを理由に、不当な差別的取扱いがなされないようにすること。
2. 国籍や社会的・文化的背景が異なることを理由とする、人権侵害や紛争の防止、解決に必要な体制を整備すること。
3. 多文化共生社会の形成に関する教育、啓発及び国民と在留外国人との交流の促進を通じて、国民の関心と理解を深めること。
4. 在留外国人への日本語等の習得機会の確保、情報提供等により、在留外国人が日常生活、社会生活、職業生活を円滑に営むことができるための措置を講じること。
5. 学齢期にある在留外国人に就学、教育の機会が確保されるよう必要な措置を講じること。
6. 在留外国人に必要な支援を提供するために、居住する外国人に関する在留資格等の情報を地方自治体と共有し、国と地方自治体との有機的連携を促進すること。
7. 地方自治体が取り組む多文化共生社会の形成のための各種事業について、必要な財政措置などの支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 田口敬規

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

総務大臣

法務大臣

財務大臣

文部科学大臣